

# 「通級による指導(通級指導教室)」の充実に向けて ～「発達障害のある子どもへの支援強化事業」の取組から～

県教育委員会では、文部科学省の委託事業を活用し、モデル地域となる市町に対して、アドバイザーを配置し、通級指導担当教員の専門性の向上と障害の特性に応じた指導・支援の充実を図るための研究に取り組んでいます。

## Q 「通級による指導」とはどのようなものですか？

A 小・中学校の通常の学級に在籍し、言語障害や発達障害等の比較的軽度な障害のある子どもに対し、主として各教科等の学習を通常の学級で行いながら、障害に応じた**特別の指導(自立活動)\*と各教科の補充指導)**を**特別の指導の場(通級指導教室)**で行う指導形態です。  
※自立活動：障害による学習上・生活上の困難を改善するための指導

## Q 本県の「通級による指導」の実施状況は？

A 通級による指導を受けている児童生徒数は、この10年間で大きく増えており、県全体で教室数は平成19年度の29教室から現在70教室まで拡充しているところです。通級指導教室での専門的な指導が生かされるには、保護者や通常の学級の担任等との連携が大変重要です。

## 通級による指導で大事にしたいこと

- ◆学習面でつまずきのある子どもは、「できないからダメだ」と思いがち。
- ◆行動面でつまずきのある子どもは、「どうしてうまくいかないんだろう」と思いがち。

## 通級による指導をきっかけに

- ◆やればできる・理解されていると実感を持つことができる！
- ◆自分のことが好きになれる！
- \*「自分の個性」「自分に合う学び方」を知る。
- \*自分らしく行動する「心地よさ」を体感する。

## 【モデル校での実践例】

- ◆文章を書くことに抵抗が強く、板書をノートに書き写すことや作文が苦手である。
- ◆思いの表現が苦手、集団に自分から関わっていくことが難しい。



ICT機器等の活用による自筆の代替

- ◆通級指導教室で、自筆で書くことだけにこだわらず、代替手段を活用することも検討。
- ◆通常の学級で、書こうとした努力を認めることで、自分の思いや感想を書くことに前向きに取り組めるようになった。

問合せ先 特別支援教育課 ☎077-528-4641